

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する情報システム開発等の業務（システム分析業務、システム開発業務、システム運用・管理業務、ネットワーク関連業務、インターネット関連業務、データ処理業務、コンピュータ研修業務をいう。以下同じ。）の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格、その審査その他必要な事項について、次のように定める。

平成11年8月3日

静岡県知事 石川 嘉延

### 情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等

#### 第1 競争入札に参加できる者

情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

#### 第2 資格審査を受けることができない者

次に掲げる事項の一に該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当する者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けていない者
- (3) 営業年数が2年以上ない者
- (4) 都道府県税及び消費税を完納していない者
- (5) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

#### 第3 資格審査

- 1 資格審査は、3年に1回定期に行う。なお、追加の資格審査を随時に行うものとする。
- 2 資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 営業年数
- (2) 技術者数
- (3) 業務実績
- (4) データ保護対策

#### 第4 資格審査の申請

1 資格審査を受けようとする者は、別に定める情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 営業概要書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては確定申告書の写し）
- (4) 法人にあっては登記事項証明書及び印鑑証明書、個人にあっては身分証明書及び印鑑登録証明書
- (5) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書
- (6) 最近1年間の都道府県税納税証明書及び消費税納税証明書
- (7) 営業に関し、許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を得ていることを証する書類の写し
- (8) その他知事が指示する書類

2 資格審査の時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

#### 第5 資格審査の結果の通知

1 知事は、資格審査の結果を情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査結果通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 第5の1の規定による通知は、資格者名簿を閲覧に供することによりこれに代えることができる。

#### 第6 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、別に定める。

#### 第7 申請書の記載事項の変更届

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (5) 営業所等の名称、所在地、電話番号、メールアドレス及び代表者
- (6) 使用印鑑
- (7) 受任者の変更

#### 第8 廃業等の届出

入札参加資格者が、次の一に該当することとなったときは、各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

## 第9 入札参加資格の取消し

知事は、入札参加資格者が第2の(1)及び(2)に該当する者になったとき又は虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

## 第10 電子情報処理組織による手続の特例

知事は、この告示に定める手続については、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年条例第65号)の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

### 附 則 (平成13年4月3日告示第372号)

この告示は、公示の日から施行する。

### 附 則 (平成17年4月22日告示第644号)

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

### 附 則 (平成17年5月2日告示第668号)

この告示は、公示の日から施行する。

### 附 則 (平成23年4月1日告示第329号)

この告示は、公示の日から施行し、平成23年9月1日以降に有効となる入札参加資格の審査から適用する。

### 附 則 (令和2年4月3日告示第292号)

- 1 この告示は公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、改正前の告示の規定により通知を受けた資格の有効期間については、なお従前の例による。